

令和9年度税制改正要望(たたき台)  
新旧対比

## 1. 国税・地方税

### (1) 法人税

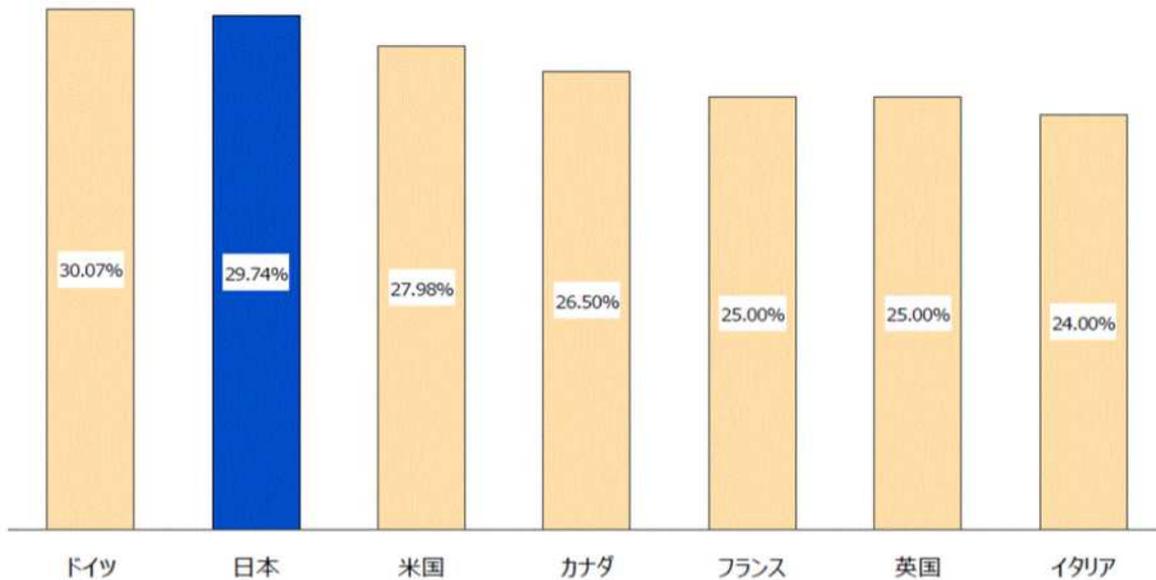
#### ① 法人税率の引下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29.74%となった。しかし、OECD加盟国の平均は23.52%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が27.98%となっており、現在も世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある。

令和3年10月、経済協力開発機構（OECD）加盟国を含む世界136カ国・地域は、法人税の引き下げ競争を回避するために、国際的な最低税率を15%とすることで合意しているものの、日本は未だに諸外国と比較して高い水準にあり、更に国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化を図る観点から、OECD加盟国の平均（23.7%）程度まで引下げよう求める。

#### 法人実効税率の国際比較

(2025年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率（国税・地方税）。複数の税率が存在する国は最高税率。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均（2023年度）、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州における標準税率。

なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、34.62%（2014年度（改革前））→32.11%（2015年度）、29.97%（2016・2017年度）→29.74%（2018年度～）となっている。

(注3) 日本において、2026年度以降、防衛特別法人税の課税対象となる法人に該当する場合の法人実効税率は30.64%となる（R7改正）。

(出典) 各国政府資料

# 1. 国税・地方税

## (1) 法人税

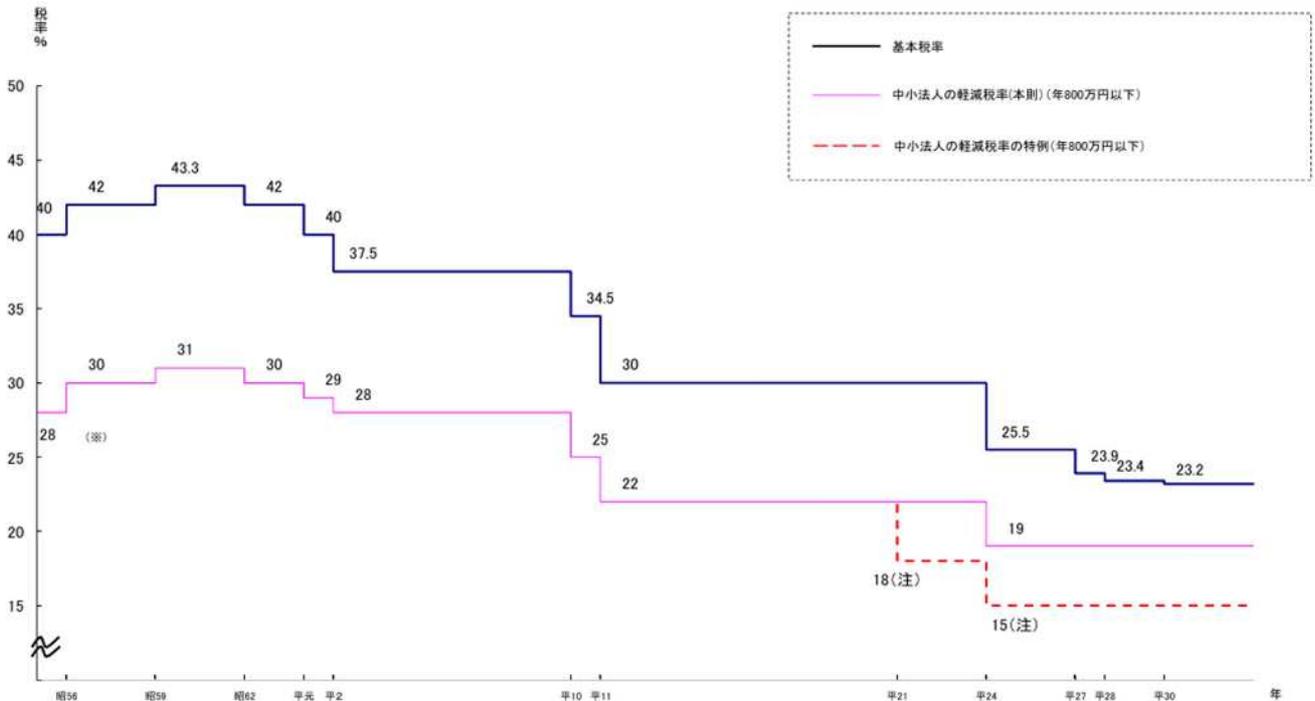
### ①法人税率の引下げ【継続要望・一部修正】

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29.74%となった。しかし、OECD加盟国の平均は23~24%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が27.98%となっており、現在も世界的なトレンドとして法人税は低下傾向にある。

令和3年10月、経済協力開発機構（OECD）加盟国を含む世界136カ国・地域は、法人税の引き下げ競争を回避するために、国際的な最低税率を15%とすることで合意しているものの、日本は未だに諸外国と比較して高い水準にあり、更に国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化を図る観点から、OECD加盟国の平均程度まで引下げるよう求める。

### 中小法人の法人税率推移

※所得1億円超の中小企業の年800万円以下の所得については、令和7年度税制改正で17%に引き上げられた。



(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和7年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(※) 昭和56年3月31日までに終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

## 令和8年度改正要望

### ②課税ベースの拡大について

地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、未だ極めて厳しいものと言わざるを得ない。そのような状況にあって外形標準課税の拡大は、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与えるだけでなく、不況からの脱却を阻害するものであり、引き続き中小企業への課税ベースの拡大は行なうべきではない。

### ③中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和9年3月末まで延長された。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については本則化することを求める。

また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円への大幅な引上げを求める。

## 中小企業課税（概要）

### <中小法人（資本金1億円以下）向けの税制>

|           |                                                                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 軽減税率   | 所得800万円以下の部分について、税率19%。さらに、時限的に税率15%。ただし、所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得金額800万円以下の部分について、税率17%（租特法）                                                                                         |
| 2. 貸倒引当金  | 貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可                                                                                                                                                                 |
| 3. 欠損金関係  | ① 欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可<br>② 欠損金繰戻還付（1年間）が可                                                                                                                                     |
| 4. 留保金課税  | 特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外                                                                                                                                                               |
| 5. 租税特別措置 | ① 研究開発税制：一般型の税額控除率<br>② 中小企業における賃上げ促進税制<br>③ 中小企業投資促進税制<br>④ 中小企業経営強化税制<br>⑤ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制<br>⑥ 特定事業継続力強化設備等の特別償却（BCP）<br>⑦ 中小企業事業再編投資損失準備金制度<br>⑧ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 |

※ 中小法人向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることが必要。

②課税ベースの拡大について【継続要望・一部修正】

地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、未だ極めて厳しいものと言わざるを得ない。そのような状況にあって外形標準課税の拡大は、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与えるだけでなく、人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の事業継続に深刻な影響を与えるため、引き続き反対する。

③中小企業軽減税率の引下げ等【継続要望・一部修正】

中小企業者等の法人税率の特例が、令和9年3月に期限を迎える。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については本則化を求める。

また、昭和56年以来据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額 800万円を1,600万円へ引き上げ、中小企業の成長投資を後押しする。

令和7年度税制改正大綱（参考）

| 区分                   |               |                                      | 税率              |               |
|----------------------|---------------|--------------------------------------|-----------------|---------------|
| 中小法人<br>(資本金1億円以下法人) | 年800万円以下の所得金額 | ・適用除外事業者<br>・通算法人<br>(グループ通算制度の適用法人) | 19%<br>(本則税率)   |               |
|                      |               | 上記以外の法人                              | ・所得が年10億円超の事業年度 | 17%<br>(特例税率) |
|                      |               |                                      | 上記以外の事業年度       | 15%<br>(特例税率) |

①グループ通算制度の適用を受けている法人は租特税率の対象法人から除かれ、本則税率となる。

②極めて所得が高い中小企業等への対応として、所得が年10億円を超える事業年度の租特税率が2%に引き上げられた17%になる。

※見直し改正案の対象の想定は約3,000社程度（特例税率適用者100万社前後のうち0.3%相当）

## 令和8年度改正要望

### ④交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長された。交際費は企業にとって事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍でダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に恒久化の上、交際費等から除外される飲食費の基準（現行1万円）の緩和と交際費の全額損金化を求める。

### ⑤中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

厳しい経営環境の中にある中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

※欠損金の繰戻し還付は、新型コロナ特法で対象企業（～10億円）の拡大、災害損失としても認定され使いやすくなった。

### ⑥役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

### ⑦特定同族会社の留保金課税の廃止

財務基盤の強化が不可欠と言える中小法人にとって、今後も本制度が拡大適用されるべきではなく、自己資本の充実を阻害する本制度は廃止すべきである。

## 特定同族会社の留保金課税とは

同族会社では、株主への「配当に係る所得税」を回避するため、利益が生じても配当を行わずに「内部留保」する場合がある。しかしながら、行き過ぎた内部留保は租税回避につながることから、法人の「内部留保金」に対して課税する制度を設けている。これが「留保金課税」と呼ばれる制度である。

なお、留保金課税の適用を受ける会社は、同族会社すべてではなく、同族会社のうち、「※特定同族会社」に該当する場合のみ、留保金課税の適用がある。※資本金1億円超のみ

④交際費課税制度の見直し【継続要望・一部修正】

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和9年3月までに開始する事業年度で期限を迎える。交際費は企業にとって事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、地域経済支援に資するものである。飲食店および関連事業の支援を念頭に恒久化の上、交際費等から除外される飲食費の基準（現行1万円）の緩和と交際費の全額損金算入を求める。

⑤中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充【継続要望】

厳しい経営環境の中にある中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

⑥役員給与の取扱い【継続要望】

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

⑦特定同族会社の留保金課税の廃止【継続要望】

財務基盤の強化が不可欠と言える中小法人にとって、今後も本制度が拡大適用されるべきではなく、自己資本の充実を阻害する本制度は廃止すべきである。

## 令和8年度改正要望

### ⑧生産等設備投資促進税制の復活

「中小企業経営強化税制」は、令和8年度末（令和9年3月末）まで延長された。計画認定手続きが柔軟化されたとはいえ、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪くハードルが高いといえる。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

### ⑨中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

「中小企業投資促進税制」は、令和8年度末（令和9年3月末）まで延長された。人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

#### 参考：令和7年度税制改正

■地域経済の好循環を生み出していくため、中小企業経営強化税制を拡充し、売上高100億円超を目指す中小企業が行う一定規模以上の設備投資について、インセンティブ措置を講じます。

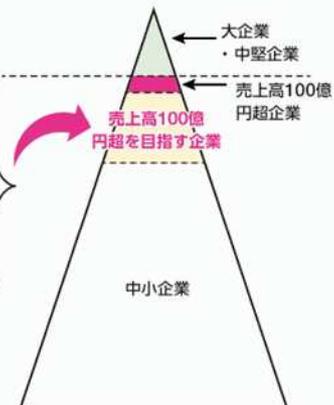
#### 【中小企業経営強化税制】

##### ●改正の内容:対象資産に建物追加

##### 【改正の内容:主な追加要件】

- ・売上高100億円超を目指す
- ・売上成長率10%以上
- ・賃上げ率一定割合以上
- ・投資規模が1億円以上又は売上高5%以上
- ・計画認定時の売上高が10億円超90億円未満 等

| 対象設備       | 賃上げ率   | 特別償却 | 税額控除 |
|------------|--------|------|------|
| 建物追加<br>※3 | 2.5%以上 | 15%  | 1%   |
|            | 5%以上   | 25%  | 2%   |



##### ●既存措置※2

一定以上の投資収益率の計画に係る設備投資  
即時償却又は税額控除※1

(※1) 税額控除率は、10%（資本金3,000万円超の法人にあっては、7%）

(※2) 既存措置の対象設備は、機械装置、工具（A類型の場合には、測定工具又は検査工具に限る。）、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備

(※3) 建物には、建物とあわせて取得するその附属設備を含む。

#### 中小企業投資促進税制とは（中小企業経営強化税制の違い）

中小企業の稼ぐ力の向上を支援する制度。「特別償却」と「税額控除」の選択が可能。青色申告を行う中小企業者等（資本金1億円以下）、個人事業主が対象なのも共通。

<対象資産>

新品の固定資産が対象で、中古は対象外。取得価格の下限が相違する。

<措置内容（税額控除の場合）>

| 資本金の金額   | 中小企業投資促進税制 | 中小企業経営強化税制 |
|----------|------------|------------|
| 3000万円以内 | 取得価額×7%    | 取得価額×10%   |
| 3000万円超  | 制度の対象外     | 取得価額×7%    |

| 資本金の金額   | 中小企業投資促進税制 | 中小企業経営強化税制  |
|----------|------------|-------------|
| 3000万円以内 | 取得価額合計の約8% | 取得価額合計の約12% |
| 3000万円超  | -          | 取得価額合計の約8%  |

中小企業投資促進税制は確定申告のみ。中小企業経営強化税制は、計画書の提出し事業認定を受け、事業供用し税務申告が必要。両税制が適用可能な場合、どちらか一方を選ぶことになる。（時間的負担と金銭的負担の選択）

⑧生産等設備投資促進税制の復活【継続要望、一部修正】

「中小企業経営強化税制」は、令和8年度末（令和9年3月末）に期限を迎える。計画認定手続きが柔軟化されたとはいえ、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪くハードルが高いといえる。生産性の向上・GX投資を促進するため、使い易い制度として、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

⑨中小企業投資促進税制の拡充・恒久化【継続要望、一部修正】

「中小企業投資促進税制」は、令和8年度末（令和9年3月末）に期限を迎える。人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

## 令和8年度改正要望

### ⑩少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和8年3月末に期限を迎えることから、延長あるいは恒久化を求める。

あわせて償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引き上げることを求め、特に中小企業者については50万円未満に拡大する等、設備投資促進の観点から取得価額の引き上げ、ならびに取得合計額の上限撤廃（年間300万円）し、全額損金算入できるよう求める。

#### 少額資産を取得した場合の取扱い

|          |                              | 取得価額   | 税務上の償却方法                 |
|----------|------------------------------|--------|--------------------------|
| 全ての企業    | 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度         | 10万円未満 | 取得価額の全額を損金算入（即時償却）       |
|          | 一括償却資産の損金算入                  | 20万円未満 | 3年間で均等償却（残存価額なし）         |
| 中小企業者等のみ | 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 | 30万円未満 | 取得価額の全額を損金算入（※年間300万円以内） |

令和6年度の税制改正で、中小企業者等にも認められていた取得価額30万円未満の少額減価償却資産の即時償却の特例について、その適用期限が2年間延長されたが、**令和8年度税制改正では、3年間の延長と取得価格が40万円未満に引き上げられる予定。**

なお、令和4年度の改正で、即時償却や一括償却資産に該当する資産から「貸付け（リースやレンタル等、主な事業として行われるものを除く）の用に供した資産」を除外することとされ、建築現場の足場材料など、一つ当たりの取得価額が10万円未満の少額資産を大量に取得・即時償却を行い、その資産を他者に貸し出すという節税方法への対策がされている。

#### 【令和8年度税制改正大綱】

|          | 取得価額                        | 税務上の償却方法                 |       |
|----------|-----------------------------|--------------------------|-------|
| 全ての企業    | 10万円未満                      | 取得価額の全額を損金算入（即時償却）       | 恒久措置  |
|          | 20万円未満                      | 3年間で均等償却（残存価額なし）         |       |
| 中小企業者等のみ | <del>30万円未満</del><br>40万円未満 | 取得価額の全額を損金算入（※年間300万円以内） | 3年間延長 |

対象資産から貸付用を除外

⑩少額減価償却資産特例の拡充・恒久化【継続要望・一部修正】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和11年3月末まで延期され、中小企業等の事業用減価償却資産の取得価格が30万円未満から40万円未満に引き上げられた。

引き続き恒久化を求めるとともに、償却資産管理や納税等の事務負担の軽減並びに設備投資促進の観点から、「少額減価償却資産の取得価格の損金算入制度」における取得価格基準は30万円未満、中小企業等の「特例」における取得価格基準は50万円未満に引き上げ、あわせて年間取得合計額300万円の上限撤廃を求める。

(2) 所得税

①所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

令和7年度の税制改正では「所得税の壁」の見直しがあったが、若い世代の所得向上や人手不足への対応の観点から、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しや、具体的な少子化対策については、社会保障制度も含め幅広い視点で議論すべきことが必要である。

税や社会保険の急激な負担増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、人手不足対策という経済対策にとどまらず、新しい価値観で、扶養のあり方や社会保障制度を含めた現行制度を見直していくことを強く求める。

②セルフメディケーション税制の改正

社会保障関係費の多くを占める医療費の削減を目的に施行されたが、医療費控除と比較すると利用者は少なく浸透が不十分であり、国民がメリットを感じにくいことが背景にある。制度対象の医薬品を拡大しつつ、マイナポータルによる購入データ自動取得を実現するなど、より多くの人々が適切な税制優遇を受けられるよう求める。

参考＜主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等について＞

(2025年1月現在)

|                    | 日本                | 米国                            | 英国             | ドイツ                       | フランス               |
|--------------------|-------------------|-------------------------------|----------------|---------------------------|--------------------|
| 配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み | 配偶者（特別）控除（最大38万円） | 夫婦単位課税（実質的な二分二乗方式）の選択         | 婚姻控除（注1）（25万円） | 夫婦単位課税（二分二乗方式）の選択         | 世帯単位課税（N分N乗方式）（注3） |
| 課税単位               | 個人単位課税            | 個人単位課税と夫婦単位課税（実質的な二分二乗方式）の選択制 | 個人単位課税         | 個人単位課税と夫婦単位課税（二分二乗方式）の選択制 | 世帯単位課税（N分N乗方式）（注3） |
| （参考）私有財産制度         | 夫婦別産制             | 州により異なる                       | 夫婦別産制          | 夫婦別産制（注2）                 | 法定共通制（注4）          |

（注1）英国では、自らの所得が基礎控除額（12,570ポンド（246万円））；高所得者については控除額が逡減・消失）を下回る場合、1,260ポンド（25万円）を自らの基礎控除から減額し、同額を配偶者（所得税の最低税率である20%が適用される者が対象。給与所得者の場合、給与所得が50,270ポンド（985万円）以下の者。）の基礎控除に上乗せできる。

（注2）ドイツでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは原則夫婦別産制。

（注3）フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以降被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

（注4）フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは原則法定共通制（婚姻後に取得する財産は、原則として夫婦双方に総合的に管理権が存する共通財産となる。）。

（備考）邦貨換算レートは、1ポンド＝196円（裁定外国為替相場：令和7年（2025年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

## （2）所得税

### ①所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて【継続要望・一部修正】

令和7年度の税制改正では「所得税の壁」の見直しがあったが、就業調整は残存しており、抜本の見直しが必要で、若い世代の所得向上や人手不足への対応、少子化対策は、社会保障制度も含め幅広い視点で議論すべきである。

税や社会保険の急激な負担増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、課税方式の見直しを求めてきたが、法人会は人手不足対策という経済対策にとどまらず新しい価値観で、扶養のあり方や社会保障制度を含めた現行制度を見直していくことを強く求める。

### ②セルフメディケーション税制の改正【継続要望・一部修正】

社会保障関係費の多くを占める医療費の削減を目的に施行されたが、医療費控除と比較すると利用者は少なく浸透が不十分であり、国民がメリットを感じにくいことが背景にある。加えて、2026年度から段階的に実施されるOTC類似薬の保険給付除外により、軽度の症状に対する受診行動が変化することが見込まれる中、制度の解り易さと利用のし易さの確保が一層重要となっている。制度対象の医薬品を拡大しつつ、マイナポータルによる購入データ自動取得を実現するなど利便性を向上し、より多くの人々が適切な税制優遇を受けられるよう求める。

### 年収の「壁」まとめ

| 年収の目安 | 所得税（本人）    | 住民税（本人） | 社会保険（本人） | 配偶者控除・特別控除  | ポイント・注意点                        |
|-------|------------|---------|----------|-------------|---------------------------------|
| 103万円 | かからない      | 自治体により  | 原則 扶養内   | 配偶者控除あり     | 所得税がかからない基準として長く使われてきたライン       |
| 106万円 | かからない      | 条件次第    | 条件次第で加入  | 配偶者控除あり     | 週20時間・企業規模など一定条件を満たすと社会保険に加入が必要 |
| 110万円 | かからない      | かかる     | 条件次第で加入  | 配偶者控除あり     | 住民税が発生しやすい収入ライン                 |
| 130万円 | かからない      | かかる     | 扶養から外れる  | 配偶者控除あり     | 社会保険の扶養から外れる基準                  |
| 150万円 | 条件次第       | かかる     | 原則 加入    | 特別控除が減少     | 控除内容により所得税が出る人もいる               |
| 160万円 | 条件次第       | かかる     | 原則 加入    | 特別控除が段階的に減少 | 控除内容により所得税が出る人もいる               |
| 178万円 | かかり始める人が多い | かかる     | 原則加入     | 特別控除が段階的に減少 | 多くの人が課税(所得税)される目安               |
| 201万円 | かかる        | かかる     | 原則 加入    | 控除なし        | 配偶者特別控除がなくなる目安                  |

※所得税だけの壁を引き上げても106万円と130万円の壁を引き上げなければ、主婦・学生の働き控えは変わらない。

「103万円の壁→178万円に引き上げ」の背景は、議論のあった1995年の最低賃金と2024年の最低賃金を比較すると1.73倍であったことによる。控除額の引き上げ議論だけでは、税収が減るだけで社会保険料は現状維持となる。国民の負担を議論するにあたり130万円から「本当の壁」であり、税と社会保険料を俯瞰する視点が必要とされるところである。

### (3) 資産税

#### ①事業承継税制

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離れた本格的な事業承継税制の創設が必要である。令和4年度税制改正で「特例承継計画」の提出期限が1年延長され、さらに令和6年度税制改正で2年延長され、令和8年3月末までとなった。令和7年度税制改正により認定要件である「贈与の日までに役員就任から3年以上経過していること」が「贈与の直前において役員であること」に緩和され、実質的な適用期限が延長されたものの、特別承継計画の提出期限だけ延長され、適用期限は相変わらず令和9年12月末のままであることから、特例措置の2年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

- ・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

#### ②事業承継におけるM&Aに対応した税制創設【継続要望】

中小企業でもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

### 令和8年度税制改正大綱（参考）

#### 改正概要

※赤字が改正箇所

【適用期限】法人版：令和9年12月末まで、個人版：令和10年12月末まで

【承継計画の提出期限】法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末



### （3）資産税

#### ①事業承継税制【継続要望・一部修正】

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制の特例も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、以下のとおり事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。

- 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として区分し、個人資産評価額の一定割合を減額するなど相続税評価方法を見直すとともに、相続税・贈与税の納税猶予の対象とすること。
- 取引相場のない株式の評価方式を、中小企業の実態に即した方式に見直すこと。
- 相続税の納税猶予制度取消となった場合において、延納・物納を認可する仕組みを整備すること。

なお、事業承継税制の特例においては、当初令和5年3月末とされた「特例承継計画」の提出期限は、2度の延長（計3年間）を経て、令和8年度税制改正により、法人版については令和9年9月末、個人版については令和10年9月末まで延長された。

ただし、法人版の適用期限は令和9年12月末（個人版は同10年12月末）のまま実務上の制約は依然厳しい。このため特例措置適用期限について、2年程度の延長を求める。

#### ②事業承継におけるM&Aに対応した税制創設【継続要望】

中小企業でもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

#### 令和8年度税制改正大綱（参考）

##### 法人版事業承継税制

|             | 一般措置                       | 特例措置<br>(時限措置)                                      |
|-------------|----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 猶予対象<br>株式数 | 総株式数の最大<br>2/3まで           | 上限なし                                                |
| 適用期限        | なし                         | 10年以内の贈与・相続等<br>(令和9年12月31日まで)<br>令和9年9月末までの計画申請が必要 |
| 猶予割合        | 贈与税 100%<br>相続税 80%        | 贈与税・相続税ともに<br>100%                                  |
| 承継方法        | 複数株主から<br>1名の後継者に<br>承継可能  | 複数株主から<br>最大3名の後継者に承継可能                             |
| 雇用確保<br>要件  | 承継後5年間<br>平均8割の雇用<br>維持が必要 | 未達成の場合でも<br>猶予継続可能に                                 |

##### 個人版事業承継税制

|      | 特例措置<br>(時限措置)                                                                                                                                                                                                                    |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象資産 | 事業を行うために必要な多様な事業用資産<br>・土地・建物<br>(土地は400㎡、建物は800㎡まで)<br>・機械・器具備品<br>(例：工業機械、パワーショベル、診療機器等)<br>・車両・運搬具<br>・生物（乳牛等、果樹等）<br>・無形償却資産（特許権等）<br>等  |
| 適用期限 | 10年以内の贈与・相続等<br>(令和10年12月31日まで)<br>令和10年9月末までの計画申請が必要                                                                                                                                                                             |
| 猶予割合 | 贈与税・相続税ともに<br>100%                                                                                                                                                                                                                |

## 令和8年度改正要望

### ③相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和するため、また、少子化の現実を踏まえ、法定相続人1人あたりの控除額を現行の600万円から従前の1,000万円に引き上げるよう求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

### ④相続時精算課税制度

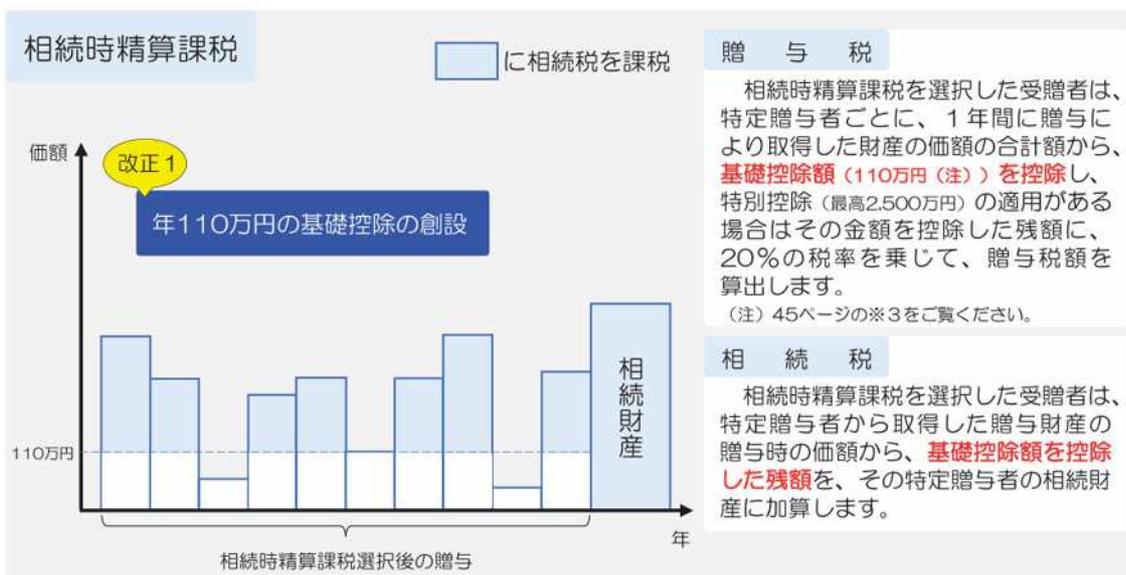
相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。災害等により一定の被害を受けた場合の価値の減少に関わらず、贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

### ⑤担保提供した個人資産の評価方法の見直し

中小企業経営において、経営者の個人資産を担保提供することが多いが、その資産は債権者の承諾なしに処分ができないなど大きな制約を受ける。円滑な事業承継を促進するためには、法人経営のために担保提供した資産は、事業用資産に準じるものとして取り扱い、評価額の縮小や税負担の減額等、相続税の評価方法の見直しを求める。

参考：令和5年度税制改正大綱



③相続税【継続要望】

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和するため、また、少子化の現実を踏まえ、法定相続人1人あたりの控除額を現行の600万円から従前の1,000万円に上げるよう求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

④相続時精算課税制度【継続要望】

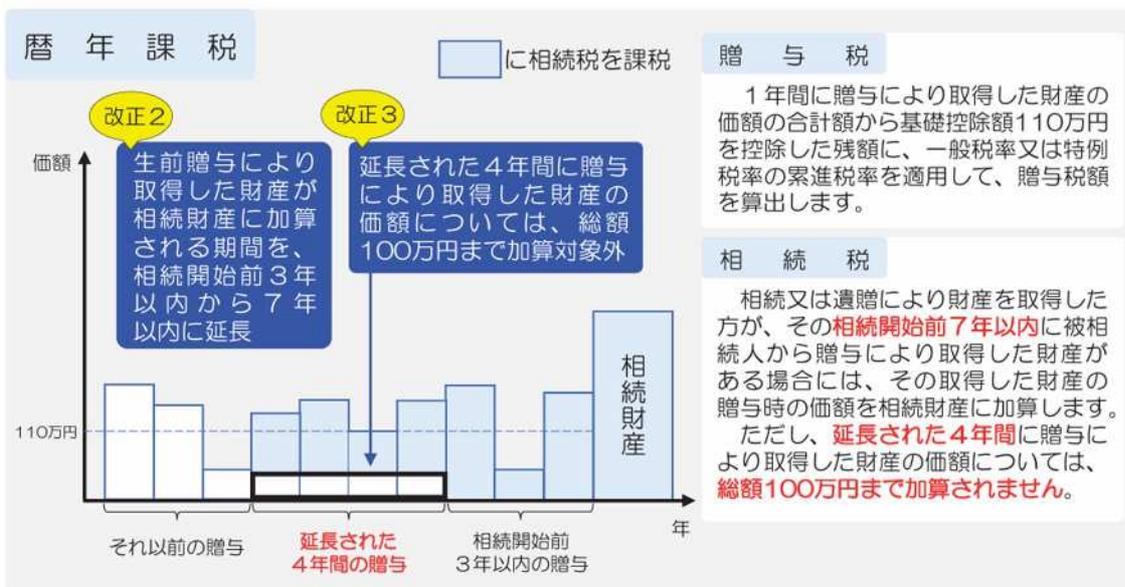
相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。災害等により一定の被害を受けた場合の価値の減少に関わらず、贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるように求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

⑤担保提供した個人資産の評価方法の見直し【継続要望】

中小企業経営において、経営者の個人資産を担保提供することが多いが、その資産は債権者の承諾なしに処分ができないなど大きな制約を受ける。円滑な事業承継を促進するためには、法人経営のために担保提供した資産は、事業用資産に準じるものとして取り扱い、評価額の縮小や税負担の減額等、相続税の評価方法の見直しを求める。

参考：令和5年度税制改正大綱



<相続時精算課税制度の見直し>

1. 相続時精算課税制度に基礎控除制度の創設（毎年110万円）
2. 土地、建物が災害により一定の被害を受けた場合、贈与時の価格から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除して、相続税を再計算することができる。

→相続開始7年以内の贈与財産は相続財産に加算されることになり、「基礎控除110万円の活用」「相続税率>贈与税率の適用」ができなくなった。

## (4) 消費税

### ① 軽減税率について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声がある。引き続き法人会としては、問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

### ② 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

飲食・小売事業者ほど、煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例／3年間）や、一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（いわゆる少額特例／6年間）を一定の条件の下に恒久化するよう求める。

### ③ 価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられていたが既に失効しており、中小企業者の中で価格転嫁の問題は、消費税に限らず、仕入価格や人件費の上昇も加わり顕在化している。

引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携の上、強力かつ確実に実行されるよう求める。

## 令和8年度税制改正大綱

### ① 仕入れに関する経過措置（8割控除）



### ② 課税に関する特例措置（2割特例） ※対象を個人事業主のみに限定

消費税額 = 課税売上げに係る消費税額（売上税額）×3割

控除不可

控除不可

## （4）消費税

### ①軽減税率について【継続要望・一部修正】

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではない。事業者からは依然として強く反対の声があり、法人会としては、問題がある場合には単一税率に回帰することを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

### ②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について【継続要望・一部修正】

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。飲食・小売事業者ほど、煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、小規模事業者への影響は大きい。

令和8年度税制改正においては、個人事業者に係る税額控除の経過措置（いわゆる2割特例）について、最終的な適用期限を2年延長（令和13年9月末まで）とするともに、引下げ「ペースと幅」を緩和する見直しが行われた。

しかしながら、制度の定着にはなお時間を要することから、2割特例については小規模事業者の実務負担を踏まえ、引き続き恒久的な負担軽減措置の検討を求める。

また、少額特例（令和11年9月末まで）についても、事業者の実務負担の大きさを踏まえ、制度の安定的運用の観点から一定の条件下での恒久化を求める。

### ③価格転嫁対策【継続要望】

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられていたが既に失効しており、中小企業者の間で価格転嫁の問題は、消費税に限らず、仕入価格や人件費の上昇も加わり顕在化している。

引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携の上、強力かつ確実に実行されるよう求める

## (5) 地方税

### ①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力・収益力に差があり、地価上昇が顕著な東京では重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を求める。

また、地域産業の競争力強化や空洞化防止の観点から土地の評価基準を地価公示価格の7割から6割に引き下げ、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

### ②償却資産の固定資産税の課税廃止

設備投資の促進を図るため、償却資産の固定資産税の課税廃止を求めるとともに、それまでの間、減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることが求められる。

また、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため、賦課期日（1月1日時点）を国税に合わせ各法人の事業年度末にするよう求める。

### ③東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充

引き続き省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

### ④事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

### ⑤地方税のクレジットカード納付における手数料削減

地方税納付においてキャッシュレス化を推進する中、クレジットカード納付に高額な手数料が設定されたままで、徴税コストの削減分が反映されていない。納税側が納得できるカード利用手数料の設定、あるいは無料化を強く求める。

### ⑥過度な地方法人課税の偏在是正の見直し

政府が進める自治体間の税収格差是正で、東京都の財源を地方に分配する仕組みが定着している。一人あたりの地方税収は全国平均並みであることから、これ以上の「受益と負担の関係」の逸脱は認められず、是正するよう強く求める。

## （5）地方税

### ①固定資産税の抜本的見直し【継続要望】

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力・収益力に差があり、地価上昇が顕著な東京では重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を求める。

また、地域産業の競争力強化や空洞化防止の観点から土地の評価基準を地価公示価格の7割から6割に引き下げ、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

### ②償却資産の固定資産税の課税廃止【継続要望・一部修正】

設備投資の促進を図るため、償却資産の固定資産税については課税廃止を目指すべきである。令和8年度税制改正で減価償却資産の免税点が150万円から180万円へ引き上げられたものの、依然として不十分であり、廃止までの経過措置として300万円への引き上げを求める。

さらに、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減と事務効率化を図るため、賦課期日（1月1日時点）を国税に合わせ、各法人の事業年度末とするよう求める。

### ③東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充【継続要望・一部修正】

引き続き省エネ努力へのインセンティブとして、減免額の引上げや対象機器（空調・照明・小型ボイラー・再生可能エネルギー設備）の拡大などの拡充を求める。

### ④事業所税の廃止【継続要望】

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本税の目的は達成されており廃止すべきである。

### ⑤地方税のクレジットカード納付における手数料削減【継続要望】

地方税納付においてキャッシュレス化を推進する中、クレジットカード納付に高額な手数料が設定されたままで、徴税コストの削減分が反映されていない。納税側が納得できるカード利用手数料の設定、あるいは無料化を強く求める。

### ⑥過度な地方法人課税の偏在是正の見直し【継続要望・一部修正】

政府が進める自治体間の税収格差是正により、東京都の財源を地方に分配する仕組みが定着しているが、一人あたりの地方税収は全国平均並みであることから、「受益と負担の関係」は適正な水準に達している。これ以上の偏在税制措置の拡大は、受益と負担の関係を不当に逸脱させるものであり、制度の公平性の観点からも認められない。過度な偏在是正措置については速やかに見直すよう強く求める。

### ⑦都市部の実状を踏まえた地方税制の在り方に関する検討【新規要望】

都市部、とりわけ東京においては、地価動向や事業所集積の状況、中小企業の担税力の変化など、地方とは異なる構造的課題が顕在化している。これらの課題は全国一律の制度設計では十分に対応しきれない側面があることから、今後、都市部の実状を踏まえた地方税制の在り方について、国・自治体・関係団体が連携しつつ検討を進めることが望まれる。法人会としても、全国的な公平性を尊重しつつ、都市部の中小企業の実態を踏まえた税制の方向性について、引き続き議論を深めていく。

### 3. その他

#### (1) 創業企業にかかわる税制上の支援

新設した中小企業の基盤確立、成長力育成、雇用促進のために下記措置の検討を求める。  
また設立にかかる手続きの簡素化も求める。

- ア 法人税の軽減
- イ 欠損金の繰越控除期間（9年）の延長（創業後5年間に生じたもの）
- ウ 設立に係る印紙税および登録免許税の廃止
- エ 創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設（1回限り1000万円程）
- オ エンジェル税制の拡充（※令和7年度税制改正で対象企業の投資額について同一年分の株式譲渡益から控除可）

#### (2) 印紙税の廃止

印紙税については、電子商取引には課税されず文書による取引には課税されるといった不公平感がある。取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、公平性や消費税との二重課税の観点から廃止を求める。

#### (3) 暗号資産の課税方式の改正

所得税法上、国内暗号資産取引所において暗号資産を売却した場合、総合課税となるが、これを株式の売却と同様、分離課税方式への改正を求める。若い経営者は、暗号資産に投資している者が多く、資金の海外流失を防ぎ国内経済を活性化させるためにも、国内取引上の暗号資産の課税方式を株式の課税方式と同一にするよう求める。

#### (4) 税制の簡素化と税務コストの軽減

消費税の導入以降、消費税の軽減税率、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入、電子帳簿保存法の改正、令和6年度所得税の定額減税、相続税の評価をはじめ税制が複雑で事務負担等のコスト増大を招いている。中小企業の負担増は著しく、対応できない企業もある中で、中小企業の活性化のためにも税制を簡素化し、事務負担、税務コストの削減を求める。

#### (5) たばこ税の据え置き

身近な嗜好品であるたばこの税負担率は、消費税を含め63%を超えており、最も税負担率が高い物品の一つである。諸外国と比較して突出した税負担率ではないものの、将来、密造や密輸等の違法行為が生じないよう、これ以上の負担率を増やさないように求める。

### 3. その他

#### （1）創業企業にかかわる税制上の支援【継続要望】

新設した中小企業の基盤確立、成長力育成、雇用促進のために下記措置の検討を求める。  
また設立にかかる手続きの簡素化も求める。

- ア 法人税の軽減
- イ 欠損金の繰越控除期間（9年）の延長（創業後5年間に生じたもの）
- ウ 設立に係る印紙税および登録免許税の廃止
- エ 創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設（1回限り1000万円程）
- オ エンジェル税制の拡充（※令和7年度税制改正で対象企業の投資額について同一年分の株式譲渡益から控除可）

#### （2）印紙税の廃止【継続要望】

印紙税については、電子商取引には課税されず文書による取引には課税されるといった不公平感がある。取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、公平性や消費税との二重課税の観点から廃止を求める。

#### （3）暗号資産の課税方式の改正【継続要望・一部修正】

所得税法上、国内暗号資産取引所において暗号資産を売却した場合、総合課税の対象となっているが、令和8年度税制改正において分離課税方式への移行に向けた方向性が示された。もっとも、制度の具体化にはなお時間を要することから、若い経営者を中心に暗号資産への投資が広がる現状や、資金の海外流失を防ぎ国内経済の活性化につなげる観点からも、国内取引上に係る暗号資産の課税方式を、株式と同様の課税方式とするよう求める。

#### （4）税制の簡素化と税務コストの軽減【継続要望】

消費税の導入以降、消費税の軽減税率、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入、電子帳簿保存法の改正、令和6年度所得税の定額減税、相続税の評価をはじめ税制が複雑で事務負担等のコスト増大を招いている。中小企業の負担増は著しく、対応できない企業もある中で、中小企業の活性化のためにも税制を簡素化し、事務負担、税務コストの削減を求める。

#### （5）たばこ税の据え置き【継続要望】

身近な嗜好品であるたばこの税負担率は、消費税を含め63%を超えており、最も税負担率が高い物品の一つである。諸外国と比較して突出した税負担率ではないものの、将来、密造や密輸等の違法行為が生じないように、これ以上の負担率を増やさないように求める。

## 4. 災害復興

### (1) 支援体制の強化

東日本大震災や水害等の甚大な災害が発生した場合、被災地域、被災企業の復旧・復興を加速するために「特区」新設等を検討し、税制における支援体制の強化だけでなく雇用や投資に対する財政面の支援強化も検討し、被災企業の復興や企業の誘致による雇用の確保につながるよう多面的な支援体制が必要である。

### (2) 復興特別所得税

復興予算について、単なる「バラマキ」とならないよう、その使途・効率性・公平性の厳格な審査・検証が必要であるとともに、復興特別所得税(基準所得税額に対し2.1%)が恒久化(～2037年末まで実施)することがないよう求める。

## 5. 税制以外

### (1) 社会保障・税の共通番号制度(マイナンバー)

社会保障・税に関する行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きい。正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するために必要不可欠な制度であり、今後は、「税と社会保障の一体改革の観点」からの国民の納得と理解を進める施策が求められる。

### (2) 大企業のマルチステークホルダー方針遵守の監督

大企業向け「賃上げ促進税制」の認定要件の一つにマルチステークホルダー方針の作成・認定・公表が求められているが、中小企業に対する賃上げ分のしわ寄せを回避できるか不透明である。中小企業庁に配置された取引調査員(下請Gメン)の増強に合わせ、方針遵守状況のヒアリング業務を公式に追加・公表する等の具体的な措置を求める。

### (3) 税務手続き等の利便性向上

税務手続きや社会保障に関する手続きの利便性を向上させるため、デジタル化を一層推進するとともに、省庁間の連携を更に強化し、納税者にとってより便利で使いやすい手続きの実現を求める。

### (4) 全法連アンケートへの要望

一般的に日本の国民は、納税意識や税務知識が低い。その理由として、税制が複雑で、特に所得税や消費税の仕組み、税控除を理解している人が少ないことや、収めた税金がどのように活用されているかが、十分に理解されないため、納税の意義を実感しづらいことなどが挙げられる。

また、学校教育において税の仕組みを学ぶ機会が限られており、社会に出た後でも税務知識を得る機会が少ないことも大きな要因となっており、結果的に税の公平性・公正性の欠如につながっている。その改善に向けた質問を全法連アンケートに採用することを求める。

## 4. 災害復興

### （1）支援体制の強化【継続要望】

東日本大震災や水害等の甚大な災害が発生した場合、被災地域、被災企業の復旧・復興を加速するために「特区」新設等を検討し、税制における支援体制の強化だけでなく雇用や投資に対する財政面の支援強化も検討し、被災企業の復興や企業の誘致による雇用の確保につながるよう多面的な支援体制が必要である。

### （2）復興特別所得税【継続要望】

復興予算について、単なる「バラマキ」とならないよう、その使途・効率性・公平性の厳格な審査・検証が必要であるとともに、復興特別所得税（基準所得税額に対し2.1%）が恒久化（～2037年末まで実施）することがないよう求める。

## 5. 税制以外

### （1）社会保障・税の共通番号制度（マイナンバー）【継続要望・一部修正】

社会保障・税に関する行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等、マイナンバー制度の導入によるメリットは大きい。正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度の設計や、行政手続きのDX化の推進に不可欠な基盤であり、公平・公正な社会の実現に資する制度である。今後は、「税と社会保障の一体改革」の観点から、制度の趣旨やデジタル化の意義について国民の納得と理解を一層深めるための施策が求められる。

### （2）大企業のマルチステークホルダー方針遵守の監督【継続要望】

大企業向け「賃上げ促進税制」の認定要件の一つにマルチステークホルダー方針の作成・認定・公表が求められているが、中小企業に対する賃上げ分のしわ寄せを回避できるか不透明である。中小企業庁に配置された取引調査員（下請Gメン）の増強に合わせ、方針遵守状況のヒアリング業務を公式に追加・公表する等の具体的な措置を求める。

### （3）税務手続き等の利便性向上【継続要望】

税務手続や社会保障に関する手続きの利便性を向上させるため、デジタル化を一層推進するとともに、省庁間の連携を更に強化し、納税者にとってより便利で使いやすい手続きの実現を求める。

### （4）全法連アンケートへの要望【継続要望】

一般的に日本の国民は、納税意識や税務知識が低い。その理由として、税制が複雑で、特に所得税や消費税の仕組み、税控除を理解している人が少ないことや、収めた税金がどのように活用されているかが、十分に理解されないため、納税の意義を実感しづらいことなどが挙げられる。

また、学校教育において税の仕組みを学ぶ機会が限られており、社会に出た後でも税務知識を得る機会が少ないことも大きな要因となっており、結果的に税の公平性・公正性の欠如につながっている。その改善に向けた質問を全法連アンケートに採用することを求める。